

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和4(2022)年度補正予算概要……………	1
2 函館市手数料条例の一部を改正する条例の骨子……………	2～11
3 函館市建築基準条例の一部を改正する条例の骨子……………	12～14
4 工事請負契約について(市営住宅大川団地3号棟新築主体その他工事) ……	15～19
5 同 件 (市営住宅大川団地3号棟新築衛生設備工事) ……	20～21
6 同 件 (市営住宅大川団地3号棟新築建具工事) ……	22
7 令和3(2021)年度一般財団法人函館市住宅都市施設公社 決算の報告について……………	23

1 令和4（2022）年度補正予算概要

一般会計

[歳 出]
土 木 費

（単位：千円）

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
住 宅 管 理 費	16,006	市営住宅等管理費増 火災復旧費	16,006 16,006 (その他) 災害共済 金収入 16,006

2 函館市手数料条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い，長期優良住宅維持保全計画の認定に関する事務について手数料を徴収することとするため

(2) 改正内容（別紙「新旧対照表」参照）

長期優良住宅建築等計画等の認定に関する事務に関し，既存の住宅について増改築がない場合でも認定することができる制度（長期優良住宅維持保全計画の認定）が創設されたことに伴い，当該認定等に関する事務の手数料を定める。

(3) 施行期日

令和４年10月1日から施行する。

函館市手数料条例 新旧対照表

現 行				改 正 案			
(手数料を徴収する事務およびその金額) 第2条 手数料を徴収する事務の区分およびその金額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に掲げる別表に定めるとおりとする。 (1)～(10) (略) (11) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定に関する事務 別表第11 (12)～(14) (略) 別表第11（第2条関係）				(手数料を徴収する事務およびその金額) 第2条 (略) (1)～(10) (略) (11) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の規定に基づく長期優良住宅建築等計画および長期優良住宅維持保全計画の認定に関する事務 別表第11 (12)～(14) (略) 別表第11（第2条関係）			
区分	単位	金額		区分	単位	金額	
1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定（以下この表において「計画認定」という。）（法第6条第2項の規定による申出がない場合に限る。）	計画認定に係る工事種別が新築の場合	1戸	次に掲げる認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未確認新築手数料基礎額」という。）を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額（法第5条第4項の規定による認定の申請にあっては、評価機関未確認新築手数料基礎額）	1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定（以下この表において「建築等計画認定」という。）（法第6条第2項の規定による申出がない場合に限る。）または法第5条第6項もしくは第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定（以下この表において「維持保	(略)	建築等計画認定に係る工事種別が新築の場合	(略)
	計画認定に係る工事種別が増築または改築の場合	1戸	次に掲げる認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未確認増改築手数料基礎額」という。）を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額（法第5条第4項または第5項の規定による認定の申請にあっては、評価機関未確認増改築手数料基礎額）		(略)	建築等計画認定に係る工事種別が増築または改築の場合	(略)
		1戸	次に掲げる認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未確認維持保全手数料基礎額」という。）を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額（法第5条第7項の規定による認定の申請にあっては、評価機関未確認維持保全手数料基礎額）		維持保全計画認定	1戸	次に掲げる認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未確認維持保全手数料基礎額」という。）を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額（法第5条第7項の規定による認定の申請にあっては、評価機関未確認維持保全手数料基礎額）
		ア	1戸 65,000円			ア	1戸 65,000円
		イ	2戸以上5戸以内 149,000円			イ	2戸以上5戸以内 149,000円
		ウ	6戸以上10戸以内 237,000円			ウ	6戸以上10戸以内 237,000円
		エ	11戸以上30戸以内 467,000円				
		オ	31戸以上50戸以内 833,000円				
		カ	51戸以上100戸以内 1,420,000円				
		キ	101戸以上200戸以内 2,630,000円				
		ク	201戸以上300戸以内 3,760,000円				
		ケ	301戸以上 4,610,000円				
			(新設)				

					全計画認定」という。）			エ 11戸以上30戸以内 467,000円 オ 31戸以上50戸以内 833,000円 カ 51戸以上100戸以内 1,420,000円 キ 101戸以上200戸以内 2,630,000円 ク 201戸以上300戸以内 3,760,000円 ケ 301戸以上 4,610,000円
	(2) 長期使用構造等確認を受けたもの	計画認定に係る工事種別が新築の場合	1戸 (法第5条第4項の規定による認定の申請にあつては、申請1件)につき	次に掲げる認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関確認済新築手数料基礎額」という。）を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額（法第5条第4項の規定による認定の申請にあつては、評価機関確認済新築手数料基礎額） ア 1戸 14,000円 イ 2戸以上5戸以内 24,000円 ウ 6戸以上10戸以内 39,000円 エ 11戸以上30戸以内 64,000円 オ 31戸以上50戸以内 101,000円 カ 51戸以上100戸以内 153,000円 キ 101戸以上200戸以内 257,000円 ク 201戸以上300戸以内 325,000円 ケ 301戸以上 369,000円		(2) (略)	建築等計画認定に係る工事種別が新築の場合	(略) (略)
		計画認定に係る工事種別が増築または改築の場合	1戸 (法第5条第4項または第5項の規定による認定の申請にあつては、申請1件)につき	次に掲げる認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関確認済増改築手数料基礎額」という。）を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額（法第5条第4項または第5項の規定による認定の申請にあつては、評価機関確認済増改築手数料基礎額） ア 1戸 19,000円 イ 2戸以上5戸以内 34,000円 ウ 6戸以上10戸以内 54,000円 エ 11戸以上30戸以内 90,000円 オ 31戸以上50戸以内 142,000円 カ 51戸以上100戸以内 215,000円 キ 101戸以上200戸以内 362,000円 ク 201戸以上300戸以内 457,000円 ケ 301戸以上 519,000円			建築等計画認定に係る工事種別が増築または改築の場合	(略) (略)
				(新設)			維持保全計画認定	1戸 (法第5条第7項の規定による認定の申請にあつては、申請1件)につき 次に掲げる認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関確認済維持保全手数料基礎額」という。）を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額（法第5条第7項の規定による認定の申請にあつては、評価機関確認済維持保全手数料基礎額） ア 1戸 19,000円 イ 2戸以上5戸以内 34,000円 ウ 6戸以上10戸以内 54,000円 エ 11戸以上30戸以内 90,000円 オ 31戸以上50戸以内 142,000円 カ 51戸以上100戸以内 215,000円 キ 101戸以上200戸以内 362,000円 ク 201戸以上300戸以内 457,000円 ケ 301戸以上 519,000円
2 計画認定（	(1) 長期使用構造等確認	計画認定	1戸 (法	認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について函館市建築基準条例	2 建築等計画	(1) (略)	建築等計	(略) (略)

	法第6条第2項の規定による申出がある場合に限る。)	を受けていないもの	に係る工事種別が新築の場合	第5条第4項の規定による認定の申請にあっては、申請1件につき	第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額（当該認定の申請に係る計画に、同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあっては、当該昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額）（以下この表において「確認申請手数料相当額」という。）と評価機関未確認新築手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額（法第5条第4項の規定による認定の申請にあっては、当該合算した額）	認定（法第6条第2項の規定による申出がある場合に限る。）	画認定に係る工事種別が新築の場合		
			計画認定に係る工事種別が増築または改築の場合	1戸（法第5条第4項または第5項の規定による認定の申請にあっては、申請1件）につき	認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について確認申請手数料相当額と評価機関未確認増改築手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額（法第5条第4項または第5項の規定による認定の申請にあっては、当該合算した額）		建築等計画認定に係る工事種別が増築または改築の場合	(略)	(略)
	(2) 長期使用構造等確認を受けたもの		計画認定に係る工事種別が新築の場合	1戸（法第5条第4項の規定による認定の申請にあっては、申請1件）につき	認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について確認申請手数料相当額と評価機関確認済新築手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額（法第5条第4項の規定による認定の申請にあっては、当該合算した額）	(2) (略)	建築等計画認定に係る工事種別が新築の場合	(略)	(略)
			計画認定に係る工事種別が増築または改築の場合	1戸（法第5条第4項または第5項の規定による認定の申請にあっては、申請1件）につき	認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について確認申請手数料相当額と評価機関確認済増改築手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額（法第5条第4項または第5項の規定による認定の申請にあっては、当該合算した額）		建築等計画認定に係る工事種別が増築または改築の場合	(略)	(略)

			につ き						
3 法第 8条第 1項の 規定に 基づく 認定を 受けた 長期優 良住宅 建築等 計画の 変更の 認定（ 以下こ の表に おいて 「 <u>計画 変更認 定</u> 」と いう。 ）（法 第8条 第2項 におい て準用 する法 第6条 第2項 の規定 による 申出が ない場 合に限 り、住 宅の建 築に関 する工 事の着 手予定 時期も しくは 完了予 定時期 ，譲受 人の決 定の予 定時期 または 法第5 条第4 項に規 定する 区分所 有住宅 の管理 者等（ 以下こ の表に おいて 単に「 区分所 有住宅 の管理 者等」 という 。）の選 任の予 定時期 のみの 変更の 認定を 申請す る場合	(1) 長期使用 構造等確認 を受けてい ないもの（ 法第2条第 4項に規定 する長期使 用構造等 の変更がある ものに限る 。）	計画 認定 に係 る工 事種 別が 新築 の場 合	1戸 （法 第8 条第 2項 にお いて 準用 する 法第 5条 第4 項の 規定 によ る変 更の 認定 の申 請に あつ ては ，申 請1 件） につ き	次に掲げる変更の認定の申請に係る 1棟の住宅の戸数の区分に応じ、そ れぞれ次に定める額（以下この表に おいて「評価機関未確認新築変更手 数料基礎額」という。）を当該申請 および当該申請と同時に行われた同 一の住宅に係る変更の認定の申請の 総数で除して得た額（法第8条第2 項において準用する法第5条第4項 の規定による変更の認定の申請にあ つては、評価機関未確認新築変更手 数料基礎額） ア 1戸 26,000円 イ 2戸以上5戸以内 59,000円 ウ 6戸以上10戸以内 95,000円 エ 11戸以上30戸以内 182,000円 オ 31戸以上50戸以内 325,000円 カ 51戸以上100戸以内 556,000円 キ 101戸以上200戸以内 1,010,000円 ク 201戸以上300戸以内 1,430,000円 ケ 301戸以上 1,740,000円	3 法第 8条第 1項の 規定に 基づく 認定を 受けた 長期優 良住宅 建築等 計画の 変更の 認定（ 以下こ の表に おいて 「 <u>建築 等計画 変更認 定</u> 」と いう。 ）（法 第8条 第2項 におい て準用 する法 第6条 第2項 の規定 による 申出が ない場 合に限 り、住 宅の建 築に関 する工 事の着 手予定 時期も しくは 完了予 定時期 ，譲受 人の決 定の予 定時期 または 法第5 条第4 項に規 定する 区分所 有住宅 の管理 者等（ 以下こ の表に おいて 単に「 区分所 有住宅 の管理 者等」 という 。）の選 任の予 定時期 のみの 変更の 認定を 申請す る場合	(1) (略)	建築 等計 画認 定に 係る 工事 種別 が新 築の 場合	(略)	(略)
		計画 認定 に係 る工 事種 別が 増築 また は改 築の 場合	1戸 （法 第8 条第 2項 にお いて 準用 する 法第 5条 第4 項ま たは 第5 項の 規定 によ る変 更の 認定 の申 請に あつ ては ，申 請1 件） につ き	次に掲げる変更の認定の申請に係る 1棟の住宅の戸数の区分に応じ、そ れぞれ次に定める額（以下この表に おいて「評価機関未確認増改築変更 手数料基礎額」という。）を当該申 請および当該申請と同時に行われた 同一の住宅に係る変更の認定の申請 の総数で除して得た額（法第8条第 2項において準用する法第5条第4 項または第5項の規定による変更の 認定の申請にあつては、評価機関未 確認増改築変更手数料基礎額） ア 1戸 37,000円 イ 2戸以上5戸以内 84,000円 ウ 6戸以上10戸以内 134,000円 エ 11戸以上30戸以内 256,000円 オ 31戸以上50戸以内 457,000円 カ 51戸以上100戸以内 783,000円 キ 101戸以上200戸以内 1,430,000円 ク 201戸以上300戸以内 2,020,000円 ケ 301戸以上 2,450,000円			建築 等計 画認 定に 係る 工事 種別 が増 築ま たは 改築 の場 合	(略)	(略)
				(新設)			維持 保全 計画 変更 認定	1戸 （法 第8 条第 2項 にお いて 準用 する 法第 5条 第7 項の 規定 によ る変 更	次に掲げる変更の認定の申請に係る 1棟の住宅の戸数の区分に応じ、そ れぞれ次に定める額（以下この表に おいて「評価機関未確認維持保全変 更手数料基礎額」という。）を当該 申請および当該申請と同時に行われ た同一の住宅に係る変更の認定の申 請の総数で除して得た額（法第8条 第7項の規定による変更の認定の申 請にあつては、評価機関未確認維持保 全変更手数料基礎額） ア 1戸 37,000円 イ 2戸以上5戸以内 84,000円 ウ 6戸以上10戸以内 134,000円 エ 11戸以上30戸以内 256,000円

および 法第9 条第1 項また は第3 項の規 定による場合 を除く。 。）						る場合 および 法第9 条第1 項また は第3 項の規 定による場合 を除く。 。）ま たは法 第8条 第1項 の規定 に基づく認定 を受けた長期 優良住 宅維持 保全計 画の変 更の認 定（以 下この 表にお いて「 維持保 全計画 変更認 定」と いう。 ）（住 宅の建 築に関 する工 事の着 手予定 時期ま たは完 了予定 時期の みの変 更の認 定を申 請する 場合を 除く。 ）	更の 認定 の申 請に あつ ては 、申 請1 件） につ き	オ 31戸以上50戸以内 457,000円 カ 51戸以上100戸以内 783,000円 キ 101戸以上200戸以内 1,430,000円 ク 201戸以上300戸以内 2,020,000円 ケ 301戸以上 2,450,000円
	(2) 長期使用 構造等確認 を受けてい ないもの（ 法第2条第 4項に規定 する長期使 用構造等の変 更がないも のに限る。 ）または 長期使用構 造等確認を 受けたもの	計画 認定 に係 る工 事種 別が 新築 の場 合	1戸 （法 第8 条第 2項 にお いて 準用 する 法第 5条 第4 項の 規定 によ る変 更の 認定 の申 請に あつ ては 、申 請1 件） につ き	次に掲げる変更の認定の申請に係る 1棟の住宅の戸数の区分に応じ、そ れぞれ次に定める額（以下この表に おいて「評価機関確認済新築変更手 数料基礎額」という。）を当該申請 および当該申請と同時に行われた同 一の住宅に係る変更の認定の申請の 総数で除して得た額（法第8条第2 項において準用する法第5条第4項 の規定による変更の認定の申請にあ つては、評価機関確認済新築変更手 数料基礎額） ア 1戸 10,000円 イ 2戸以上5戸以内 18,000円 ウ 6戸以上10戸以内 30,000円 エ 11戸以上30戸以内 48,000円 オ 31戸以上50戸以内 79,000円 カ 51戸以上100戸以内 125,000円 キ 101戸以上200戸以内 208,000 円 ク 201戸以上300戸以内 261,000 円 ケ 301戸以上 289,000円	(2) (略)	建築 等計 画認 定に 係る 工事 種別 が新 築の 場合	(略)	(略)
		計画 認定 に係 る工 事種 別が 増築 また は改 築の 場合	1戸 （法 第8 条第 2項 にお いて 準用 する 法第 5条 第4 項ま たは 第5 項の 規定 によ る変 更の 認定 の申 請に あつ ては 、申 請1 件） につ き	次に掲げる変更の認定の申請に係る 1棟の住宅の戸数の区分に応じ、そ れぞれ次に定める額（以下この表に おいて「評価機関確認済増改築変更 手数料基礎額」という。）を当該申 請および当該申請と同時に行われた 同一の住宅に係る変更の認定の申請 の総数で除して得た額（法第8条第 2項において準用する法第5条第4 項または第5項の規定による変更の 認定の申請にあつては、評価機関確 認済増改築変更手数料基礎額） ア 1戸 15,000円 イ 2戸以上5戸以内 26,000円 ウ 6戸以上10戸以内 43,000円 エ 11戸以上30戸以内 67,000円 オ 31戸以上50戸以内 111,000円 カ 51戸以上100戸以内 176,000円 キ 101戸以上200戸以内 293,000 円 ク 201戸以上300戸以内 367,000 円 ケ 301戸以上 407,000円		建築 等計 画認 定に 係る 工事 種別 が増 築ま たは 改築 の場 合	(略)	(略)
			(新設)			維持 保全 計画 変更 認定	1戸 （法 第8 条第 2項 にお いて	次に掲げる変更の認定の申請に係る 1棟の住宅の戸数の区分に応じ、そ れぞれ次に定める額（以下この表に おいて「評価機関確認済維持保全変 更手数料基礎額」という。）を当該 申請および当該申請と同時に行われ た同一の住宅に係る変更の認定の申

							準用する法第5条第7項の規定による変更の認定の申請にあっては、評価機関確認済維持保全変更手数料基礎額） ア 1戸 15,000円 イ 2戸以上5戸以内 26,000円 ウ 6戸以上10戸以内 43,000円 エ 11戸以上30戸以内 67,000円 オ 31戸以上50戸以内 111,000円 カ 51戸以上100戸以内 176,000円 キ 101戸以上200戸以内 293,000円 ク 201戸以上300戸以内 367,000円 ケ 301戸以上 407,000円		
4 計画変更認定（法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出がある場合に限り、住宅の建築に関する工事の着手予定時期もしくは完了予定時期、譲受人の決定の予定時期または区分所有住宅の管理者等の選任の予定時期のみの変更の認定を申請する場合および法第9条第1項または第3項の規定による場合を除く。）	(1) 長期使用構造等確認を受けていないもの（法第2条第4項に規定する長期使用構造等の変更があるものに限る。）	計画認定に係る工事種別が新築の場合	1戸（法第8条第2項において準用する法第5条第4項の規定による変更の認定の申請にあっては、申請1件）につき	変更の認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について函館市建築基準条例第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額（当該変更の認定の申請に係る計画に、同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあっては、当該昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額）（以下この表において「確認申請変更手数料相当額」という。）と評価機関未確認新築変更手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額（法第8条第2項において準用する法第5条第4項の規定による変更の認定の申請にあっては、当該合算した額）	4 建築等計画変更認定（法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出がある場合に限り、住宅の建築に関する工事の着手予定時期もしくは完了予定時期、譲受人の決定の予定時期または区分所有住宅の管理者等の選任の予定時期のみの変更の認定を申請する場合および法第9条第1項または第3項の規定による場合を除く。）	(1) （略）	建築等計画認定に係る工事種別が新築の場合	(略)	(略)
		計画認定に係る工事種別が増築または改築の場合	1戸（法第8条第2項において準用する法第5条第4項または第5項の規定による変更の認定の申請にあっては、申請1件）につき	変更の認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について確認申請変更手数料相当額と評価機関未確認増改築変更手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額（法第8条第2項において準用する法第5条第4項または第5項の規定による変更の認定の申請にあっては、当該合算した額）			建築等計画認定に係る工事種別が増築または改築の場合	(略)	(略)

			につ き						
	(2) 長期使用 構造等確認 を受けてい ないもの（ 法第2条第 4項に規定 する長期使 用構造等 の変更が ないもの に限る。 ）または 長期使用 構造等確認 を受けたもの	計画 認定 に係 る工 事種 別が 新築 の場 合	1戸 （法 第8 条第 2項 にお いて 準用 する 法第 5条 第4 項の 規定 によ る変 更の 認定 の申 請に あつ ては 、申 請1 件） につ き	変更の認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について確認申請変更手数料相当額と評価機関確認済新築変更手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額（法第8条第2項において準用する法第5条第4項の規定による変更の認定の申請にあっては、当該合算した額）		(2) (略)	建築 等計 画認 定に 係る 工事 種別 が新 築の 場合	(略)	(略)
		計画 認定 に係 る工 事種 別が 増築 また は改 築の 場合	1戸 （法 第8 条第 2項 にお いて 準用 する 法第 5条 第4 項ま たは 第5 項の 規定 によ る変 更の 認定 の申 請に あつ ては 、申 請1 件） につ き	変更の認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について確認申請変更手数料相当額と評価機関確認済増改築変更手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額（法第8条第2項において準用する法第5条第4項または第5項の規定による変更の認定の申請にあっては、当該合算した額）			建築 等計 画認 定に 係る 工事 種別 が 増 築 ま たは 改 築の 場 合	(略)	(略)
5	計画変更認定（住宅の建築に関する工事の着手予定時期もしくは完了予定時期、譲受人の決定の予定時期または区分所有住宅の管理者等の選任の予定時期のみの変更の認定を申請する場合に限る。）	1戸 （法 第8 条第 2項 にお いて 準用 する 法第 5条 第4 項ま たは 第5 項の		1,000円	5	建築等計画変更認定（住宅の建築に関する工事の着手予定時期もしくは完了予定時期、譲受人の決定の予定時期または区分所有住宅の管理者等の選任の予定時期のみの変更の認定を申請する場合に限る。）または維持保全計画変更認定（住宅の建築に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を申請する場合に限る。）	1戸 （法 第8 条第 2項 にお いて 準用 する 法第 5条 第4 項、 第5 項ま たは		1,000円

	規定による変更の認定の申請にあつては、申請1件)につき			第7項の規定による変更の認定の申請にあつては、申請1件)につき	
6 法第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合または同条第3項の規定に基づく区分所有住宅の管理者等が選任された場合における <u>計画変更認定</u>	1戸(法第9条第3項の規定による法第8条第1項の変更の認定の申請にあつては、申請1件)につき	1,600円		6 法第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合または同条第3項の規定に基づく区分所有住宅の管理者等が選任された場合における <u>建築等計画変更認定</u>	(略)
7 法第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認	1戸(法第5条第4項の規定による認定の申請に基づき法第6条第1項の認定を受けた地位または法第8条第2項において準用する法第5条第4項の規定による	1,600円		7 法第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画 <u>または長期優良住宅維持保全計画</u> の認定を受けた地位の承継の承認	(略)

	変更 の認 定の 申請 に基 づき 法第 8条 第1 項の 変更 の認 定を 受け た地 位の 承継 の承 認の 申請 にあ って は、 申請 1件)に つき				
8 法第18条第1項の規定に 基づく住宅の容積率に関す る特例の許可	申請 1件 につ き	160,000円	8 (略)	(略)	(略)
備考 この表の1の項から4の項までの規定により手数料として算定される 額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、1,000円とする。			備考 (略)		

3 函館市建築基準条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

建築基準法の一部改正に伴う規定の整備等をするため

(2) 改正内容（別紙「新旧対照表」参照）

建築基準法の一部改正により応急仮設建築物の存続期間等を延長することを可能とする規定が追加されたことに伴い，引用条項の整理を行う。

(3) 施行期日

公布の日から施行する。

函館市建築基準条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
(確認申請等手数料) 第60条の12 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請または法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による通知をしようとする者は、申請または通知の際に、申請または通知1件につき、次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額(当該申請または通知に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基につき、<u>第5項各号</u>に規定する手数料の額を加算した額)の手数料を納めなければならない。 (1)～(9) (略) 2 (略) 3 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請または法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定による通知をしようとする者は、申請または通知の際に、建築設備1基につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。 (1)・(2) (略) 4 (略) (その他の申請手数料) 第60条の15 次の各号に掲げる申請をしようとする者は、申請の際に、申請1件につき、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。 (1)～(36) (略) (37) 法第85条第<u>5項</u>の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請 120,000円 (38) 法第85条第<u>6項</u>の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請 160,000円 (39)～(51) (略) (52) 法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の興行場等としての使用の許可の申請 120,000円 (53) 法第87条の3第<u>6項</u>の規定に基づく建築物の特別興行場等としての使用の許可の申請 160,000円	(確認申請等手数料) 第60条の12 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請または法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による通知をしようとする者は、申請または通知の際に、申請または通知1件につき、次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額(当該申請または通知に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基につき、<u>第3項各号</u>に規定する手数料の額を加算した額)の手数料を納めなければならない。 (1)～(9) (略) 2 (略) 3 (略) (1)・(2) (略) 4 (略) (その他の申請手数料) 第60条の15 (略) (1)～(36) (略) (37) 法第85条第<u>6項</u>の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請 120,000円 (38) 法第85条第<u>7項</u>の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請 160,000円 (39)～(51) (略) (52) 法第87条の3第<u>6項</u>の規定に基づく建築物の興行場等としての使用の許可の申請 120,000円 (53) 法第87条の3第<u>7項</u>の規定に基づく建築物の特別興行場等としての使用の許可の申請 160,000円

(54) (略)

(仮設興行場等に対する制限の緩和)

第61条 法第85条第5項に規定する仮設興行場等で、消火および避難に有効な幅員5メートル以上の空地进行を周囲に有するものについて、市長が安全上、防火上および衛生上支障がないと認めて、その建築を許可する場合には、第35条、第36条、第40条、第41条、第42条第2項および第3項、第44条、第46条、第47条ならびに第60条の4第3項第2号の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、法第85条第6項に規定する仮設興行場等で、消火および避難に有効な幅員5メートル以上の空地进行を周囲に有するものについて準用する。この場合において、前項中「ないと」とあるのは、「なく、かつ、公益上やむを得ないと」と読み替えるものとする。

(建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和)

第61条の2 建築物の用途を変更して法第87条の3第5項に規定する興行場等とする場合における当該興行場等について、市長が安全上、防火上および衛生上支障がないと認めて、当該建築物の興行場等としての使用を許可するときにおいては、第35条、第36条、第40条、第41条、第42条第2項および第3項、第44条、第46条、第47条ならびに第60条の4第3項第2号の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、建築物の用途を変更して法第87条の3第6項に規定する特別興行場等とする場合における当該特別興行場等について準用する。この場合において、前項中「ないと」とあるのは、「なく、かつ、公益上やむを得ないと」と読み替えるものとする。

(54) (略)

(仮設興行場等に対する制限の緩和)

第61条 法第85条第6項に規定する仮設興行場等で、消火および避難に有効な幅員5メートル以上の空地进行を周囲に有するものについて、市長が安全上、防火上および衛生上支障がないと認めて、その建築を許可する場合には、第35条、第36条、第40条、第41条、第42条第2項および第3項、第44条、第46条、第47条ならびに第60条の4第3項第2号の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、法第85条第7項に規定する仮設興行場等で、消火および避難に有効な幅員5メートル以上の空地进行を周囲に有するものについて準用する。この場合において、前項中「ないと」とあるのは、「なく、かつ、公益上やむを得ないと」と読み替えるものとする。

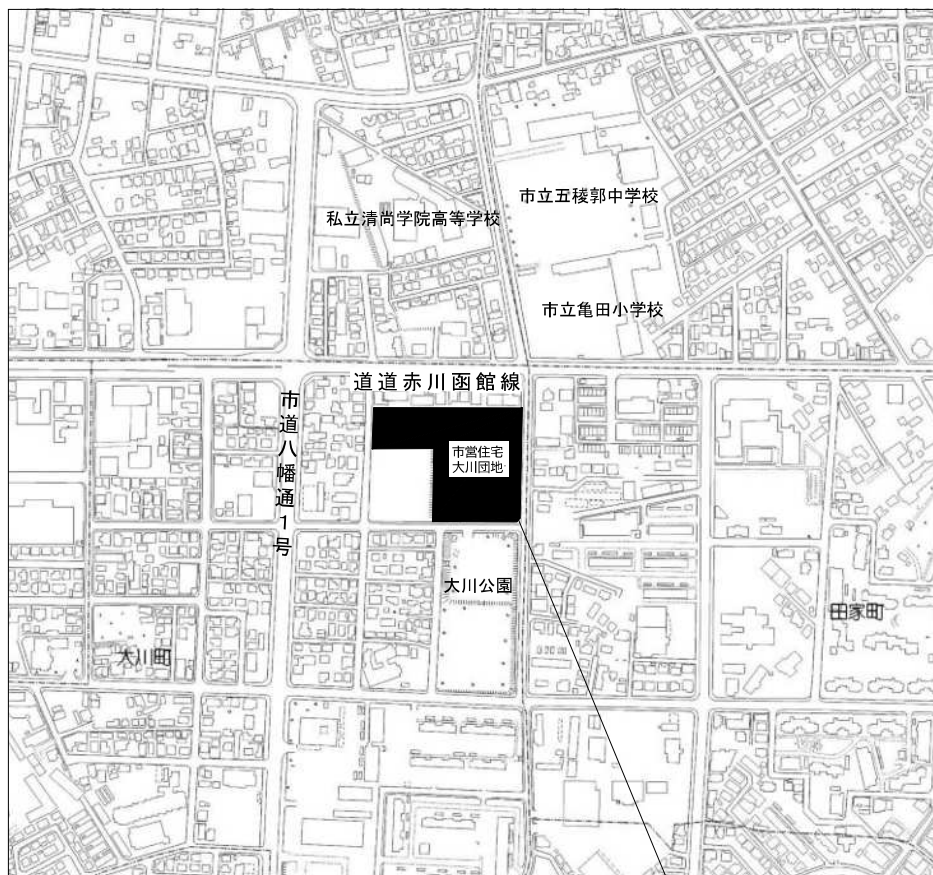
(建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和)

第61条の2 建築物の用途を変更して法第87条の3第6項に規定する興行場等とする場合における当該興行場等について、市長が安全上、防火上および衛生上支障がないと認めて、当該建築物の興行場等としての使用を許可するときにおいては、第35条、第36条、第40条、第41条、第42条第2項および第3項、第44条、第46条、第47条ならびに第60条の4第3項第2号の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、建築物の用途を変更して法第87条の3第7項に規定する特別興行場等とする場合における当該特別興行場等について準用する。この場合において、前項中「ないと」とあるのは、「なく、かつ、公益上やむを得ないと」と読み替えるものとする。

4 工事請負契約について

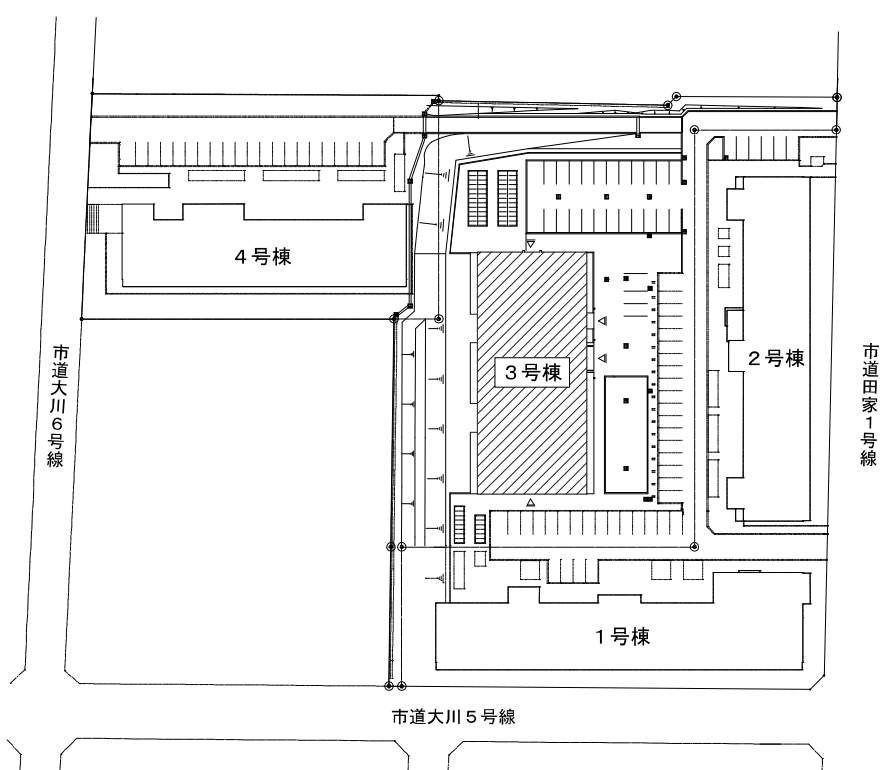
工 事 名	市営住宅大川団地 3 号棟新築主体その他工事		
建物の構造・規模	鉄筋コンクリート造・地上 5 階建		
工 事 場 所	函館市大川町 1 4 番 1 のうち		
工 期	契約の日から令和 6 年(2024 年) 3 月 1 5 日まで		
請 負 金 額	1, 0 1 6, 4 0 0, 0 0 0 円 (うち消費税および地方消費税の合計額 9 2, 4 0 0, 0 0 0 円)		
請 負 人	高木組・今井工務店・曲小小倉木材店・建匠・工藤組 市営住宅大川団地 3 号棟新築主体その他工事共同企業体 代表者 函館市東雲町 1 9 番 1 3 号 株式会社高木組 函館市西桔梗町 8 4 9 番地 2 2 株式会社今井工務店 函館市亀田町 1 7 番 2 号 株式会社曲小小倉木材店 函館市石川町 3 3 5 番地 1 3 株式会社建匠 函館市石川町 1 6 9 番地 7 株式会社工藤組		
敷 地 面 積	5, 2 6 6. 1 5 m ²		
建 物 概 要	建築面積	1, 0 9 4. 0 5 m ²	
	床 面 積	1 階	1, 0 4 1. 1 2 m ²
		2 階	9 8 5. 6 1 m ²
		3 階	9 8 5. 6 1 m ²
		4 階	9 8 5. 6 1 m ²
		5 階	9 8 5. 6 1 m ²
		合計	4, 9 8 3. 5 6 m ²
	基 礎	杭基礎	
	外 壁	マスチック塗材塗り	
	屋 根	アスファルト露出防水	



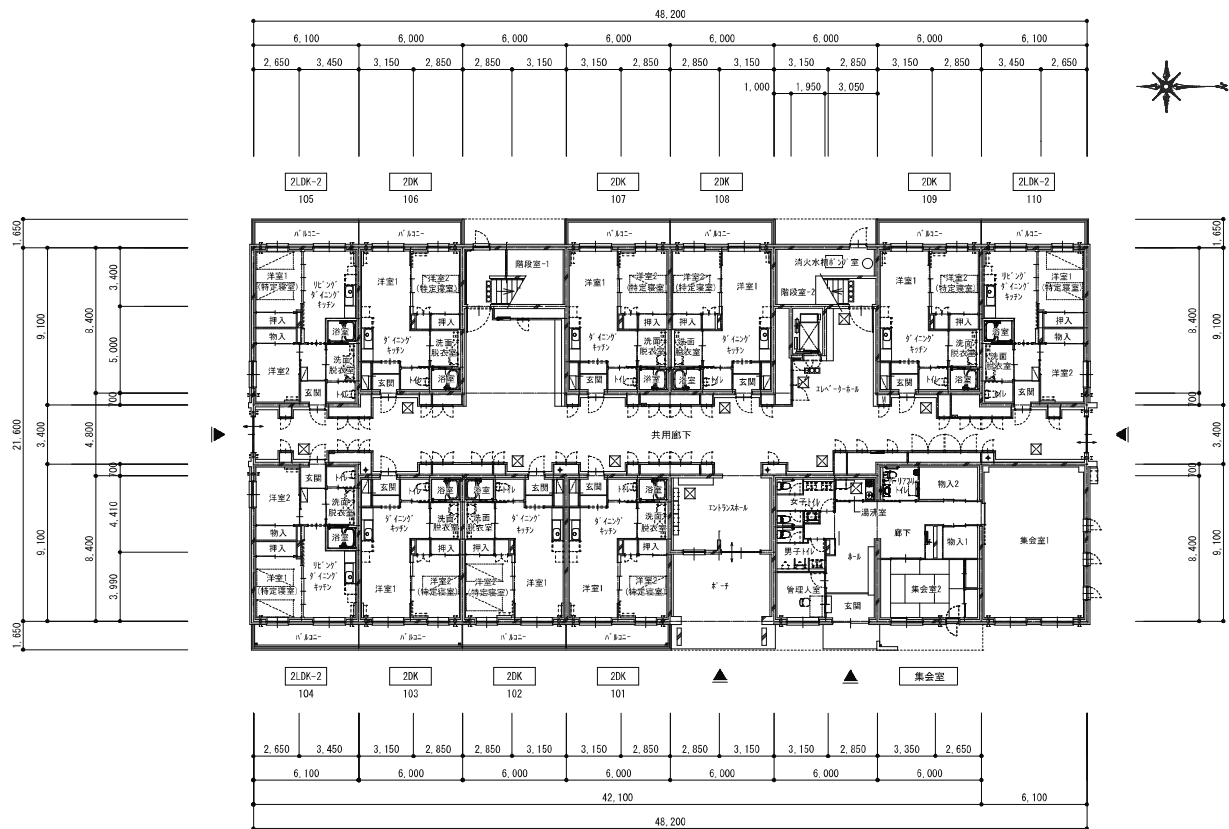
付 近 見 取 図

市営住宅大川団地

工事場所：函館市大川町14番1のうち



配 置 図



1階平面図



2～4階平面図



入 札 結 果

工事名 市営住宅大川団地 3 号棟新築主体その他工事

令和 4 年(2022年) 7 月19日執行

入 札 業 者	入 札 金 額	備 考
高木組・今井工務店・曲小小倉木材店・建匠・工藤組共同企業体	円 924,000,000	落 札
高橋組・石井組・小野建設・堀組・ダイイチ澤田建設共同企業体	925,200,000	

(注) 入札金額は、消費税および地方消費税を含まず。

5 工事請負契約について

工 事 名	市営住宅大川団地 3 号棟新築衛生設備工事
建物の構造・規模	鉄筋コンクリート造・地上 5 階建
工 事 場 所	函館市大川町 1 4 番 1 のうち
工 期	契約の日から令和 6 年(2024 年) 3 月 1 5 日まで
請 負 金 額	1 7 8, 3 1 0, 0 0 0 円 (うち消費税および地方消費税の合計額 1 6, 2 1 0, 0 0 0 円)
請 負 人	昭栄設備工業・三栄ヤマムラ・フツタ設備技研・小池工業 市営住宅大川団地 3 号棟新築衛生設備工事共同企業体 代表者 函館市美原 3 丁目 3 8 番 3 1 号 昭栄設備工業株式会社 函館市石川町 4 7 8 番地 2 0 株式会社三栄ヤマムラ 函館市陣川町 8 0 番地 3 9 フツタ設備技研株式会社 函館市桔梗町 5 6 番地 2 1 株式会社小池工業
工 事 概 要	屋外・屋内給排水設備, 衛生器具設備などを設置する工事

入 札 結 果

工事名 市営住宅大川団地3号棟新築衛生設備工事

令和4年(2022年)7月19日執行

入 札 業 者	入 札 金 額	備 考
昭栄設備工業・三栄ヤマムラ・フツタ設備技研・ 小池工業共同企業体	円 162,100,000	落 札
青函設備工業・ニシカワ産業・函館環境衛生・水 沼設備工業共同企業体	163,000,000	
大明工業・ケイソー・宝正設備工業・昭和空調 サービス共同企業体	162,590,000	

(注) 入札金額は、消費税および地方消費税を含まず。

6 工事請負契約について

工 事 名 市営住宅大川団地 3 号棟新築建具工事

建物の構造・規模 鉄筋コンクリート造・地上 5 階建

工 事 場 所 函館市大川町 1 4 番 1 のうち

工 期 契約の日から令和 6 年(2024 年) 3 月 1 5 日まで

請 負 金 額 2 1 3, 9 5 0, 0 0 0 円
(うち消費税および地方消費税の合計額 1 9, 4 5 0, 0 0 0 円)

請 負 人 函館市的場町 2 5 番 3 号
函館建具工業協同組合
※地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意
契約

工 事 概 要 アルミニウム製建具, 樹脂製建具などを設置する工事

7 令和3（2021）年度一般財団法人函館市住宅都市施設公社 決算の報告について

(1) 事業概要

令和3（2021）年度は、事業計画に基づく実施事業等として「公益目的事業」、その他事業として「公営住宅等の管理に関する事業」、「公共及び民間建築物に関する事業」および「公園及び街路樹等の維持管理に関する事業」を実施した。

公益目的事業は、住宅や緑化に関する調査および啓発・相談事業を実施した。

公営住宅等の管理に関する事業は、市営住宅等管理業務および道営住宅等管理業務の指定管理事業ならびに市営住宅等使用料収納業務、シルバーハウジング生活援助員派遣事業、北海道公営住宅家賃等徴収事務業務、北海道住宅供給公社資産管理補完等業務およびUR賃貸住宅団地等総合管理業務の受託事業を実施した。

公共及び民間建築物に関する事業は、公共建築物等維持補修業務および介護保険住宅改修費支給に係る業務の受託事業ならびに建築確認検査事業の収益事業を実施した。

公園及び街路樹等の維持管理に関する事業は、都市公園管理業務、昭和公園管理業務、戸井ウォーターパーク管理業務および道立公園管理業務の指定管理事業、その他公園管理業務、公園環境美化推進事業業務、秋のイベント開催業務、東山墓園墓地管理等業務、サクラ診断業務、緑地等管理業務、街路樹および植樹柵草刈業務、公共緑地等維持管理業務および市有共同墓地管理業務の受託事業、売店事業ならびに自動販売機設置事業を実施した。

(2) 決算の状況

（単位：円）

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
一般正味財産増減の部			
当期一般正味財産増減額	46,523,494	29,786,540	16,736,954
一般正味財産期首残高	271,005,096	241,218,556	29,786,540
一般正味財産期末残高 (A)	317,528,590	271,005,096	46,523,494
指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	△590,200	205,481	△795,681
指定正味財産期首残高	4,222,413	4,016,932	205,481
指定正味財産期末残高 (B)	3,632,213	4,222,413	△590,200
正味財産期末残高 (C)=(A)+(B)	321,160,803	275,227,509	45,933,294